

スイスに暮らす日本人とその子供の国籍問題勉強会 資料

2005年2月5日作成
IST請願の会発起人 高川 憲之

1. スイスに暮らす上での、日本国籍維持の必要性

スイスで暮らす為、スイスに帰化、あるいはスイスとの重国籍にあり、スイス国籍を22才までに選択した者は、日本国籍を失う。日本国籍喪失は個人にとって大変な負担となる。元来国籍とは国と個人との法的な絆であるが、個人にとって国籍は心情的な絆も支えている。国籍喪失はこの心情的な絆の喪失とも受け止められ、個人に重苦しい負担を強いるものである。

スイスに暮らすため、スイス国籍は取得したいが、日本国籍を喪失してしまうために、それが出来ないという人は多い。また、実際にスイス国籍を取得し、日本国籍を喪失してしまい、後悔しているという人も少なからずいる。

スイスに暮らす日本人には、日本に当然親類縁者がいるわけで、いつ日本に帰国し、長期滞在をしなければならない状況になるかわからない。こうした場合、国籍を有していなければ、滞在許可の手続き等が必要になり、負担がかかる。離婚したり、病氣療養の為の帰国、あるいは老後の生活を日本で送りたいといった場合にも問題が生じる。

また、緊急に帰国する必要となった場合など、手続きが間に合わないなどのトラブルに巻き込まれる危険も存在する。

日本に年金を払い続けていた者は、スイス国籍等を取得し、日本国籍を失う事で年金の加入資格を失う。よって、受給資格を得る前に、この加入資格を失った場合、当然年金は受けられない事になる。

外国人として日本に生活するとなると、アパートが借りられない、銀行から融資を受けられない、短期滞在の許可しかなければ、国民健康保険に加入出来ないなど、生活上大変な負担を強いられる事になる。

2. スイスに帰化した場合の問題点

スイスで生活するためには、就職、年金、福祉、信用、そういった諸々の観点からスイス国籍を有している事が有利となる。そこでスイスに帰化（外国人の志望による国籍取得）したいと考える人も多い。

しかし、スイスに帰化した場合は、帰化した時点で日本国籍を喪失する。

これは、日本の国籍法第11条1項に規定されている。

国籍法第11条

- 1 日本国民は、自己の志望によって外国の国簿を取得したときは、日本の国籍を失う。
- 2 外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失う。

ここで注意しなければいけないのは、日本国籍を喪失させるのに、日本政府は裁判等の手段によらず、個人が自己の志望によって外国籍を取得した時点（帰化した時点）で国籍を喪失させるという所である。

さらに、国籍を喪失した者は、戸籍法によって一ヶ月以内にその届けを提出しなければならないと義務づけられている。

戸籍法第103条

国籍喪失の届出は、届出事件の本人、配偶者又は4親等内の親族が、国籍喪失の事実を知った日から1箇月以内（届出をすべき者がその事実を知った日に国外に在るときは、その日から3箇月以内）に、これをしなければならない。

では実際はどうかというと、政府は個人の外国への帰化の事実をしらないわけだから、それを行った時点で明確な日本国籍喪失の処分を受ける事はない。この状態を「隠れ重国籍」と呼ぶ事にする。隠れ重国籍の場合、法律上は日本国籍を喪失しているから注意が必要となる。もし、日本国籍を有しているとして何らかの身分行為または法的行為を成した場合、それが無効となる事はもちろんの事、最悪の場合違法行為として処分を受ける可能性もある。

また、この状態はパスポートの更新時に発覚されやすい。パスポートを更新するとき在在外公館に出向く事になるが、その際滞在許可証の提示を求められる。ところが、スイス国籍を取得していれば滞在許可証は既に所持していない。この様にしてスイス国籍取得の事実を知られる事になる。そしてパスポートは没収され、国籍喪失届けを書かされる事になる。この種の確認は各国にある日本の在外公館で行われている。

スイス国籍を取得するのであれば、必ず日本国籍は喪失する、ということを覚悟しなければならない。

なお、日本でパスポートの更新をする場合は、当然外国の滞在許可証の提示は求められないから、隠れ重国籍の者が、パスポート更新の時期になると、一時帰国し、現住所も日本に戻し、そしてパスポートを更新するという事もあるようである。

3. スイス人との結婚により、子供が重国籍になる問題

日本の国籍法では、父親あるいは母親のいずれかが日本国籍を有する場合、その子供に日本国籍が付与される事になっている。

国籍法第2条

子は、次の場合には、日本国民とする。

- 1 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。

これを父母両系血統主義と呼んでいる。スイスも日本と同じ父母両系血統主義を取っているため、日本人とスイス人との結婚による子供は、ほとんどの場合、日本とスイスの重国籍となる。

ただし、次の子供は日本国籍を有せず、スイス国籍だけを得ている。

- ・スイスで生まれ、親が国籍留保届けを提出しなかった場合
- ・スイスで生まれ、日本への出生届が3ヶ月以上遅れ、国籍留保が出来なかった場合
- ・1965年から1984年の間に日本人の母から生まれた子で、親が国籍法付則第5条による申請をしなかった場合
- ・1964年以前に日本人の母から生まれた子の場合。

国籍法付則第5条

1 昭和40年1月1日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに生まれた者（日本国民であつた者を除く。）でその出生の時に母が日本国民であつたものは、母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、施行日から3年以内に、法務省令で定めるところにより法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

注）この法律の施行日は1985年（昭和60年）1月1日

スイスでは重国籍は容認されているので、この重国籍者はスイスで生活する上で何の問題も

生じない。日本の国籍はスイスの実生活で表面に出る事はなく、スイス国民として生活し法的行為を成していれば足りるからである。

この様に重国籍を容認する国での一方の国籍の扱いは、潜在的なものとし、あくまでもその国においては当該国民として扱うという、至極当然な取り扱いがされており、これによって重国籍であることの諸問題も発生していない。もう一方の国籍は、その国に行ったときに顕在的となるが、それまでは単に待機の状態である。個人にとって、一方の国の生活は重要であったり、あるいは重要になる可能性があり、この潜在的に維持出来る重国籍は大変意義がある。

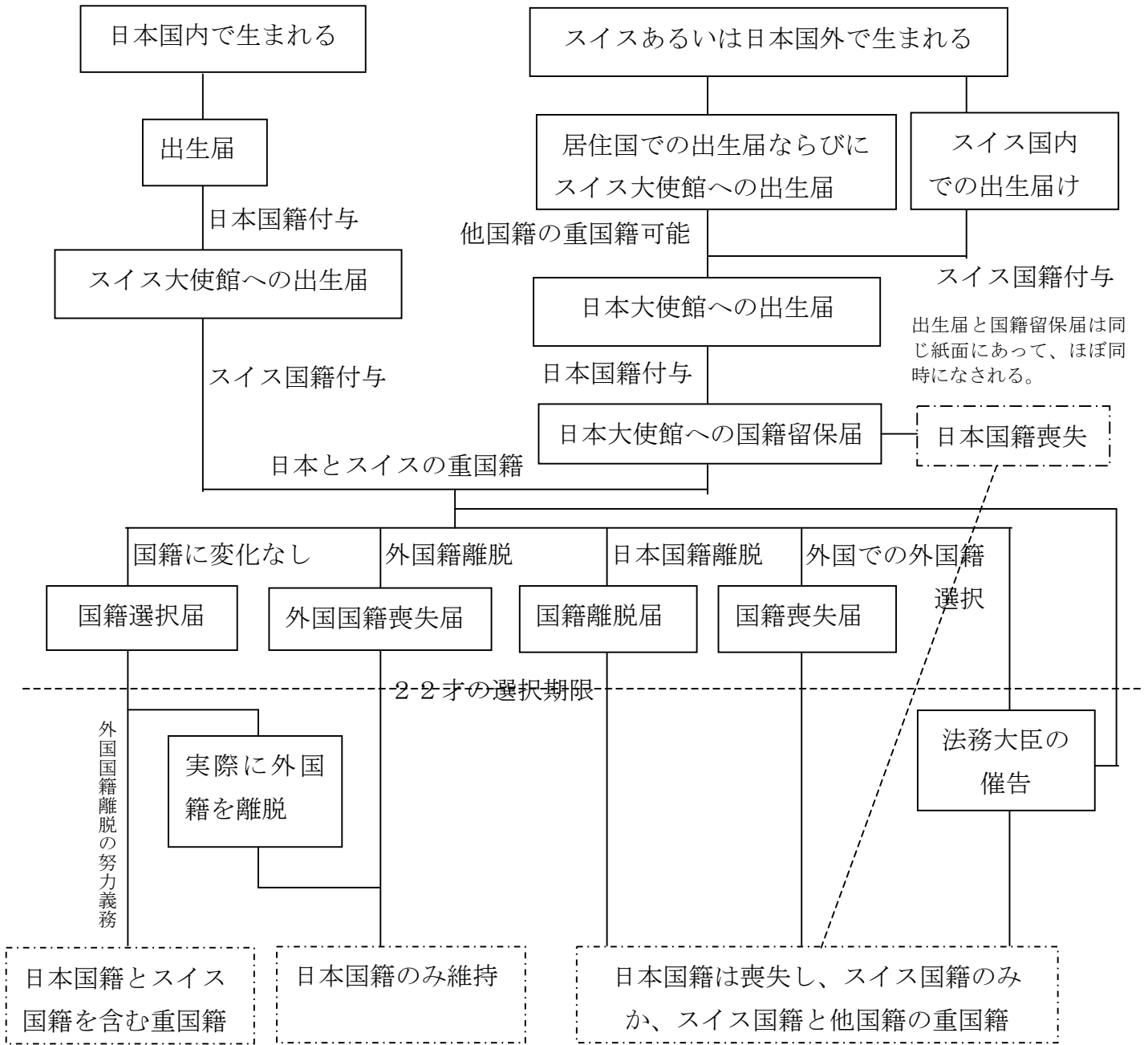
ところが、日本は基本的に重国籍を認めておらず、22歳までに日本国籍を選択するか、外国籍を選択するかのいずれかを重国籍となった者に課している。これについてスイス政府は一切関知していない。すなわち、スイス国民に重国籍であるからと、スイス国籍を放棄させる様な要求はスイスにとって関知する問題ではなく、無視していればいいという事である。

よって、スイスと日本の重国籍の場合、スイス国籍はスイス政府によって完全に保証されるけれど、日本国籍は日本政府によって保証されないか、場合によっては剥奪される事があるという事になる。

日本政府によって日本国籍が剥奪されるには、現在以下の場合が存在する

- ・国籍留保届けを提出しない場合（提出期限が生後3ヶ月以内と短いので要注意）
 - ・国籍選択届けを期限までに提出せず、かつ法務大臣の催告に応じなかった場合
- 注）法務大臣の催告は過去に一度も行われていない。

図 【日本人とスイス人の間に生まれた子の重国籍関係略図】



4. 国籍選択制度の問題点

日本の国籍法では、自己の志望により外国籍を取得した者については日本国籍を喪失させるため、法的に外国への帰化によって重国籍となる場合はあり得ない。しかし、後述する様に重国籍はいくつかの場合に発生してしまう。こうして重国籍となった者に国は国籍選択を求めている。この制度はわかりづらく、不必要に日本国籍を喪失させたり、制度を知らない場合、日本国籍を知らぬ間に喪失してしまう危険がある。

余談であるが、この様な国籍選択を厳しく迫り、国民から国籍を放棄させる制度を持つ国は

先進国中で日本だけである。

(国籍の選択)

第14条

1 外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することとなつた時が20歳に達する以前であるときは22歳に達するまでに、その時が20歳に達した後であるときはその時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない。

2 日本の国籍の選択は、外国の国籍を離脱することによるほかは、戸籍法の定めるところにより、日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言（以下「選択の宣言」という。）をすることによってする。

上記の国籍法を読むだけでは、外国籍を選択する場合はどうするのか、などが不明瞭になっている。法務省民事局は、ホームページで国籍の選択を下記の方法で行うことと説明している。

国籍の選択の方法 (<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06.html>)

国籍を選択するには、自己の意志に基づき、次のいずれかの方法により選択してください。

(1) 日本の国籍を選択する場合

ア 外国の国籍を離脱する方法

当該外国の法令により、その国の国籍を離脱した場合は、その離脱を証明する書面を添付して市区町村役場または大使館・領事館に 外国国籍喪失届をしてください。離脱の手続については、当該外国の政府またはその国の大使館・領事館に相談してください。

イ 日本の国籍の選択の宣言をする方法

市区町村役場または大使館・領事館に「日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄する」旨の国籍選択届をしてください。

(2) 外国の国籍を選択する場合

ア 日本の国籍を離脱する方法

住所地を管轄する法務局・地方法務局または大使館・領事館に戸籍謄本、住所を証明する書面、 外国国籍を有することを証明する書面を添付して、国籍離脱届をしてください。

イ 外国の国籍を選択する方法

当該外国の法令に定める方法により、その国の国籍を選択したときは、外国国籍を選択したことを 証明する書面を添付の上、市区町村役場または大使館・領事館に国籍喪失届をしてください

以上を原則的に22才までに行うこととしている。例外は、20才以上の年齢で重国籍とな

った場合で、その時点より2年以内に選択をすることと定めている。文書ではわかりにくいだろうから、理解の参考にとこの選択の概略図を重国籍関係略図の後半に示した。

ここで注目して欲しいのは、国籍選択をするには、日本国籍か、外国籍の一方を選択するということであるが、それはそれぞれの届け出が必要だということだ。日本国籍の選択には国籍選択届、あるいは外国国籍喪失届が必要になる。外国籍の選択をする場合、国籍離脱届、あるいは国籍喪失届が必要となる。国籍離脱届と国籍喪失届の違いであるが、もし外国の法令で外国籍を選択した場合、国籍法第11条第2項によって日本国籍は喪失しているのに、喪失届による届け出が必要となり、それ以外は国籍法第13条によって国籍離脱を行うというものだ。

国籍法第13条

- 1 外国の国籍を有する日本国民は、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を離脱することができる。
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を失う。

日本国籍を選択する場合、国籍選択届を提出するか、外国国籍喪失届を提出することになる。外国国籍喪失届を提出するには、当該国の国籍を離脱した証明書が必要となるので、当然外国国籍の離脱が伴う。しかし、国籍選択届を提出する場合、実際の外国国籍離脱を伴う必要がない。実際の国籍選択届には既に外国の国籍を放棄する旨の宣言が記載されており、これに署名をすればよいことになっている。この選択の宣言をした者は、国籍法第16条第1項の、外国国籍離脱の努力義務を負う。

国籍法第16条

- 1 選択の宣言をした日本国民は、外国の国籍の離脱に努めなければならない。

法文によれば、この宣言をした者は、外国国籍を離脱しなければならない、とはなっていない。外国国籍の離脱に努めなければならないとなっている。要するにこれは努力義務である。本人が実際に外国国籍を離脱しなくても、それに努力しているのであれば、まさに国籍法に照らし合わせて合法なのだ。

なお、2004年の通常国会で、松野衆議院議員が重国籍に関する質疑を行ったとき、これに触れ、国籍選択届を出して、外国国籍を離脱しない者に対して法務省の態度を糺したとき、民事局長は、宣言までした方なのだから、外国国籍を離脱するものと信頼している旨の答弁をしている。

政府のこのような信頼に応じて、この選択届を出した者も、国籍法に従って、死ぬまで外国国籍の離脱に努力してもらいたいものである。なお、スイス国籍を有する者は、スイスに住む限りスイス国籍の離脱は出来ない。よって、まさに死ぬまでこの努力をする必要に迫られる

であろう。

国籍選択に関しては、個人の意志を尊重すべき事は当然の事であり、法務省も同じ見解である。しかし、この国籍選択の4つの選択肢を見ると、ある事に気づく。国籍選択届の提出以外は、かならず一方の国籍の離脱行為を伴うという事だ。ところが、国籍選択届による日本の国籍選択はその行為を伴わない。確かに外国国籍の離脱の努力義務は伴うが、努力であり強制ではない。当然期限も存在しなければ、罰則も存在しない。殊にスイスの場合、スイスの国籍法によって、スイスに住む限りスイス国籍の離脱が出来ないのだから、努力しかしようがない。

ならば個人にとって、国籍選択届の提出は、他の選択肢より圧倒的に有利であると言える。何の国籍の喪失も伴わない。また、国籍離脱などの申請の煩わしさを経験することもない。個人にとって、国籍が複数あることは邪魔にはならない。何故なら、居住国以外の国籍は潜在的なものとして扱われるからである。現実的には、書類の提出だけで、現状維持がなされるのであるから、それにこしたことはない。

なお、国籍選択届は、本籍地の市町村の戸籍課に送付も可能であるので、そちらに直接送付も出来る。届け出については下記のようなものを参考にされたい。

http://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/search/procedure_view.asp?ProclD=360

では、国籍の選択を行わないとどうなるかであるが、法務局が重国籍者であるらしいと判断した者に、国籍選択の期限が切れてから、その選択をするようにとの通知を2度出すことが民事局長通達で定められている（二重国籍 国際結婚を考える会著 時事通信社）。この通知を出してもなお、国籍選択の手続きがなされない場合、法務局は母体である法務省にその旨を報告し、法務省から法務大臣名で催告が出されることになる。この催告が本人に到達した日から1ヶ月以内に、国籍の選択が行われないと、1ヶ月を経過した時点で日本国籍が喪失される事になる。もし、対象者の住所が知れないときは、官報によって通知したこととし、官報掲載の翌日より1ヶ月以内となる。

国籍法第15条

1 法務大臣は、外国の国籍を有する日本国民で前条第1項に定める期限内に日本の国籍の選択をしないものに対して、書面により、国籍の選択をすべきことを催告することができる。

2 前項に規定する催告は、これを受けるべき者の所在を知ることができないときその他書面によってすることができないやむを得ない事情があるときは、催告すべき事項を官報に掲載してすることができる。この場合における催告は、官報に掲載された日の翌日に到達したものとみなす。

3 前2項の規定による催告を受けた者は、催告を受けた日から1月以内に日本の国籍の選択をしなければ、その期間が経過した時に日本の国籍を失う。ただし、その者が天災その他その責めに帰することができない事由によってその期間内に日本の国籍の選択をすることができない場合において、その選択をすることができるに至った時から2週間以内にこれをしたときは、この限りでない。

なお、この法務大臣による催告は今まで一度も出されたことがない。法務省はこの催告が国籍喪失という重大な結果を引き起こすことから、慎重であるべきと国会で答弁している。実際の所、既に30代半ばにおいてまだ国籍選択をしていない、という人も存在している。催告がなされるとすれば、こういう人たちを漏れなく対象とせねばならないだろう。このような人たちの中には、法務局から国籍選択を促す通知すら届かないという人がいる。

その理由は、個人が重国籍であるかどうか、確実な所を国が知ることは不可能であるからだ。確実に知っている者は本人以外に存在しない。要するに、本人が自己申告しなければ、重国籍かどうか確実な事は判明しないのだから、国は調べようがない。万が一国が他国に対して当該者の国籍照会を行っても、内政干渉にあたるとして拒否される。スイスは当然応じない。ただし、韓国と日本の場合には相互協定があって通知されるらしい。

そこで、戸籍などから該当者が重国籍らしいと判断した者に通知が送られる事となる。決して確実な資料から判別されれている訳ではないので、当然間違いも生じる。すなわち、重国籍者でもないのに、この通知が送られることもあるのだ。その反対に、前述したように重国籍者であるのに通知が送られない者もある。

結局の所、このような管理状況で、法務大臣名で催告が行われるなど、暴挙に近いと法務省も認識しているのではないだろうか。催告によって重国籍者でもない者が国籍喪失させられたりすることが万が一にもないと、確実に出来ないのだから。

5. 重国籍になる一般的例

- (1) 日本国民である母と父系血統主義を採る国（例えば、エジプト）の国籍を有する父との間に生まれた子
- (2) 日本国民である父または母と父母両系血統主義を採る国（例えば、フランス）の国籍を有する母または父との間に生まれた子
- (3) 日本国民である父または母（あるいは父母）の子として、生地主義を採る国（例えば、アメリカ）で生まれた子
- (4) 外国人（例えば、カナダ）父からの認知、外国人（例えば、イタリア）との養子縁組、

外国人（例えば、イラン、1989年以前のスイス）との婚姻などによって外国の国籍を取得した日本国民

- (5) 帰化または国籍取得の届出によって日本の国籍を取得した後も引き続き従前の外国の国籍を保有している人

このうち最も多いとされるのが、外国人の配偶者を持つ日本国民の間に生まれた子で、次いで生地主義の国（アメリカ、カナダ等）で生まれた日本国民である親を持つ子であるとの見解を法務省は持っている。これらの重国籍と思われる子は、1985年以降統計を取り始め、2003年末現在の累計で40万人に達するとのことである。また、84年の国籍法改正による経過処置で、申請によって日本国籍を取得した者が3万人強いるが、これらは全て重国籍者となっている。

ここまでは法務省の発表する統計であるが、ジャーナリストの柳原氏によれば、日本国籍を含む重国籍者の数は百万人に及ぶ推定もあるという。

「二重国籍」容認が国を変える 月刊現代 平成13年7月号

6. 重国籍容認を求めるメリット、デメリット

重国籍が好ましくない理由としては、兵役義務、忠誠義務、義務教育の衝突、本国間の外交保護権の抵触、参政権の問題が挙げられる。このほか、国に対する帰属意識の形骸化、重国籍者が複数国の権利・特権を行使し得るとすると単一国籍者との間に不公平が生じる、複数国の別個の旅券の取得が可能となり出入国管理上の問題が生じる、重婚が可能となるといったことが言われている。こうした理由はいずれも国の側から、公益的観点により挙げられるものである。

これに対し、1948年の世界人権宣言がその第15条で国籍を持つ権利を人権として認めるに至り、個人の側から国籍を見るという視点が生じた。これにより、公益的観点から生じるとされる不都合は、国家間協定や国内法の整備で解決することが可能であり、複数の国の国籍を持つことが望ましい者には、それを認めるべきであるとの考え方も出てきた。一方では、移民の多く存在する国々において国内の外国出自の国民の統合のため、あるいは経済的その他の理由から他国へ帰化した自国民との絆を繋ぎ止めておくためといった、国策上の観点から、重国籍を認めるという国も出てきている。

（岡村美保子 重国籍我が国の法制と各国の動向 国会図書館発行）より

重国籍がもたらす弊害について

国家の側から見た弊害、兵役の義務であるとか、忠誠心だとか、外交保護権というものが

挙げられている。兵役については、既に戦争を放棄した日本ではちょっと考えられない。欧州でも、一つの国で兵役をクリアすればもう一つの国では免除される。外交保護権の問題も、A B 両国内で問題が生じた場合は、いずれの国も外交保護権は主張できないというのが一般的ルールになっている。

国家の側から見た弊害というのは国際的な協定やその他の協力の中で解決をしていくということが本筋。国籍、これは国家の構成員であるという枠組みの問題で、国籍イコール忠誠心というものではない。法務省では重国籍で何らかの問題が生じた事例を把握していないと述べている。よって、二重国籍を排除しなければいけない立法政策上の差し迫った理由があるとは到底思えない。

重国籍がもたらすメリットについて

当事者にとってのメリットも多いし、大局的なメリットもある。政府のいう国家の側から見た弊害というのは、唯一絶対のものではない。各国みんなそれを乗り越えてきている。それよりも勝るメリットがあり、ポジティブな部分を積極的に見ていくということが必要だ。

例1、人的資源の確保)

かつて国連が、日本も九五年の生産年齢人口水準というものを今後五十年間維持していくためには毎年六十万人の移民が必要だという予測を出したことがあった。その後現実に、我が国の合計特殊出生率というのは一・二九まで落ち込んでしまった、そういう深刻な事態になった。今日の状況を考えると、人的資源の確保と少子化対策が大変重要な課題になる。

重国籍は日本に活力をもたらす効果がある。グローバル化の中で、海外で生活をする、あるいは仕事をする日本人は大変増加をしている。そして、その子供たちもいる。二つの文化と二つの言語を理解する、場合によっては三つかもしれないが、多言語を理解する優秀な人材がたくさんいる。

アメリカ企業等が実施をする科学コンテストのファイナリストに二重文化経験者が多いということが言われている。国籍唯一の原則によって日本との関係というものを遠いものにしてしまうということは、決して得策ではない。二重国籍を認めれば、優秀な人材を遠いものにしない。人材のリクルートということも容易になる。投資意欲、起業意欲等を高めことになる。

現実に国籍選択によって、海外で活躍をされている日本の方が日本国籍を喪失し、実際に大変不便になってしまっている。これは一人、二人の話じゃない。国籍唯一の原則によって、人的資源の確保という部分を狭めてしまっている。デメリットを生んでいる。

例2、国際的信頼)

F T A (自由貿易協定) 関連の交渉というものがいろいろ進行している。物だけではなくて人の移動ということが問題になってきている。さまざまな問題がそこで惹起する可能性がある。働きに来る人が日本人と結婚するかもしれない。そうなれば、当然子供もできる。

あるいは帰化など、いろいろ可能性出てくる。そのときに、国際スタンダードということは大変大切だ。それは信頼を得るためにも必要なことだ。

例3、戦争抑止、外交上の影響力)

複数の国に愛国心がある人がふえると、戦争とか紛争を抑止する働きがある。これはアメリカでよく論じられている。二国間、多国間のきずなを深めることにつながって、外交上も影響力を発揮する効果がある。そういう人材も活用していくことは日本の国益にもつながっていく

国籍は人権、その尊重が必要

国籍は世界人権宣言第十五条によって人権として位置づけられてきている。基本的人権を保障する基準として重要な意義を有している。人権という観点から、重国籍者本人の意思を最大限尊重するということは何よりも必要なことだ。

(衆議院法務委員会(平成十六年十一月十七日)における藤田一枝議員の重国籍に関する質疑部分の要旨 文責 高川憲之)より

個人にとってのメリット

海外に長期滞在する日本人にとって、居住国の国籍を取るとは多くの点でメリットがある。実質的に市民でありながら、国籍がなければ市民扱いされず、さまざまなサービスで不利益を受ける。また、国籍が増えると手続きが複雑になるかという点、そうではなく、外国籍で滞在する方が諸手続において煩雑となる。個人にとって重国籍はメリットが多い。

個人にとってのデメリット

逆に個人にとってのデメリットはというと、一つの国の政府高官になろうとする場合、他の国の国籍を放棄する必要がある、日本の公立大学に外国人留学生として留学が認められないなどが上げられる。これらは非常に限られており、実質的には無いに等しい。

国籍は基本的人権である

外国人であるということは、何らかの理由によって強制退去、あるいは入国拒否をされる場合があり得ると言うことだ。これは国籍の異なるカップルにとって、一家離散の危機に直面する可能性をもたらすものといえる。この様なカップルは双方の国で通常の国民と同等に扱われるべきで、それは基本的人権の一部だ。決してこの要求は身勝手なものではないし、特権でもない。国外での生活にはそれだけの負担があり、責任も生じる。もし同等に振る舞えないとすると、不利益ばかりを被る事となる。

7. 反対意見

重国籍容認に対する反対意見も残念ながら少なからずある。それは重国籍によるデメリットを社会不安の要因に考える人たちである。これらのデメリットは、国家の側からみたものがほとんどで、先進国では問題視されないか、あるいは国家間の協定で解決されている。

また、重国籍容認が犯罪増加につながるのではないかなどと、漠然とした不安を感じる人も多くいるようである。しかしながら、重国籍が認められても、帰化に際する審査や条件がなくなる訳ではない。重国籍が認められたからといって、犯罪者の流入が多くなるなどはないと言えよう。地下犯罪と密入国を防ごうとするならば、むしろ国籍を取得させる門戸を広げ、日本社会に統合させる努力を重ねる事が重要である。欧米ではその認識によって、重国籍を容認し、外国人の社会への統合を促進させている。

この様な先進国の試みは、今や世界の潮流となっている。また実際に、重国籍を容認したことで犯罪が増加するなどの社会問題が生じたという国は存在していない。

隣国と領土問題などを抱える日本は特別だとの主張もあるが、例えばインドの様に、カシミール地方の領土問題を抱える国でも、重国籍を容認している。領土問題であるとか、島国であるとかを理由として、日本特異論を展開しても、国際関係は否応なしに降りかかるのであって、頑なな閉鎖的姿勢は世界の中で孤立を招くだけで、むしろ国益を損なうとも言えよう。

最近では、下記の反対意見が与党議員より提示された。これについては、個人的な所見を述べてみたい。

1、二重国籍を認める問題は外国人参政権の問題とも密接に関係してくるから、簡単にはできない。

これについては、過去にそういう経緯で議論はされていても、重国籍容認は外国人を全て日本人に出来る手段ではない以上、外国人参政権の問題解消とならないから、別に考えるべき問題であろう。しかも、もともと日本人である場合には、全く関係性すら持ち合わせない。これが外国人参政権と密接に関係するとすれば、日本の国際化という観点で密接に関係するに過ぎないと思われる。

2、対立する国の中の二重国籍者の兵役、選挙権の問題、二重国籍の悪用をどうやって防ぐか。

これについては、既に日本が再軍備をし、場合によっては徴兵制も復活している場面まで想

定しているようにしか思われぬ。戦争と軍隊を放棄した日本で議論される問題かは、はなはだ疑問であるが、例えそうであってもヨーロッパの兵役義務の調整を参考に出来るだろう。国によっては、兵役の代わりに社会奉仕を選択できる場合もあり、より平和的な手段を選択出来るという利点も生まれる。

敵対関係にある外国籍を有する者が、選挙によって不利益をもたらすとは、昨今の北朝鮮拉致問題などを考えると、在日朝鮮人が重国籍を有した場合、反日的な政治結社を作る恐れがあるなどの様な事を想定しているかも知れない。しかし反日を含め反体制を標榜する者は、重国籍であろうとなかろうとそうするであろう。オウム真理教がその例で、彼らは日本人である。また、アルカイダなどの例を取れば、国籍とは無関係に存在する場合も想定される。重国籍者と単一国籍者に差異は見いだせない。むしろこの様な疑義は差別感情を煽るだけで、相互利益につながらぬ。大切なのは、相互理解を深め、お互いに社会を向上させて行こうという姿勢にある。

二重国籍で可能な悪用として政府が指摘している重婚などは、重国籍でなくても可能な上、重国籍容認国で重国籍者の重婚が問題になっている例はないという事から、起こりもしていない事を防ぐという議論自体が成り立たないと言える。

3、中国、韓国が成人二重国籍を認めていないのなら、日本が認めても、欧米系の認めている国との間の子どもだけが成人二重国籍になり、相手の国によって国籍の不公平がおきるのは法律として好ましくない。

これについては、国籍が多い事が特権であるとの認識が背景にあるように思われる。国籍には権利と義務が生じるという視点からいえば、国籍が多いから享受利益も大きいとは言えない。例えば、より働く人は、より多くの利益を得る機会が大きい。決して、働かずして利益を多く得ている訳ではない。国籍があることによって、その国での利益を容易に享受できる事は事実だろうが、その利益に見合う負担（納税、遵法、役務等）も存在している。よって、国籍が重なるということは、いくら重ねても不公平にはなり得ない。

先進国に行けば、利益も多いという単純な発想もあるだろうが、どこの国でも外国人労働者は社会下層に押し込められるのが現実である。さらに、先進国で精神的な豊かさを失うというケースも多々ある。精神的な豊かさを築くという点では、例えば中国でも、韓国でも、日本でも国として等しくあるのではないだろうか。

さらに、これらの国から、あるいは他国から亡命、又は難民として入国を希望する者も出て来よう。この様な迫害された人々を受け入れるのは人道上当然の事である。これらの人々が日本国籍を申請した場合、出身国の国籍を現実的に離脱出来ない場合が多い。重国籍が認め

られないと、この様な人々の国籍取得の道をますます狭くするであろう。

罪を憎んで人を憎まず、という諺がある。敵対する国家は確かに自国にとって悪しき存在であろう。しかし、憎むべき事は、なぜ悪しき存在であるかの原因である。その原因を相互に取り除く努力こそをすべきで、単に制裁や報復をすれば良いという訳ではない。不幸にして、当該国にその努力が見いだせないにしても、その国民が全て悪ではない。仲良くしたいのにも出来ないでいる事を残念に思っている人々が大半に違いない。そういう人たちが、日本にやってくる、日本の生活になじもうとし、日本国籍を求めた時、当該国籍者であることを理由に帰化を拒絶していいものだろうか。また、その際祖国に残っている家族との絆を一方的に無視して、従来 of 国籍の離脱を強要していいものだろうか。

また、平等には機会の平等と、結果の平等があると言われている。法で実現すべきは機会の平等である。ある場面、例えば福祉などの関連においては、結果の平等も求められようが、一般に、行為に対する結果は個人によって異なるものであり、法律はその平等までも保証するものではない。よって、相手の国によって国籍の不公平がおきるのは法律として好ましくないという主張は根拠を持たない。

重国籍を容認する事については、例え中国、韓国が重国籍を容認していなくとも、それらを関係国に持つ人にとっても、機会の平等は保証される。これによって例えば、中国人と日本人の国際結婚でアメリカで生まれた子供の日本国籍と米国籍の維持は可能とること等から、機会の平等は保証されるべき事といえるだろう。

このほか、戸籍制度との関係で、十分に議論されなければならない、などの意見もあるが、重国籍容認は、戸籍制度を否定するものではない。現在の戸籍制度の範囲内で、十分に実現が可能である。なぜなら、戸籍制度は一方の潜在的国籍を無視すれば良いからである。しかし、これだけ国際化されてくれば、現状の戸籍制度では家族関係の把握が困難になり、遺産分配などの民事案件に対して支障も出て来ることが予想される。これは別途議論されなければならない問題であると思われる。

8. 国会での動向等

成人の重国籍容認の請願が提出される様になり、これを受けて国会議員が国会で質疑を始めたのは、2002年の衆議院憲法調査会においてからである。この調査会で大出衆議院議員が重国籍を容認すべきとの立場を示している。

<http://www.kouenkai.org/ist/docf/kenpou01.html>

次いで、参議院で2003年に参議院法務委員会において、千葉参議院議員が質疑を行った。このとき、質疑の終わりに当時の国務大臣は次の通り発言している。

国務大臣（森山眞弓君） 国籍法につきましては、これまでも、我が国を取り巻く国際情勢とか国内情勢の変化を踏まえまして、所要の法改正を行うことも含めて適切に対処してきたところだと思っておりますが、先生の御指摘は貴重な御意見であると思っております。興味深く聞かせていただきました。今後とも、御指摘の点をも踏まえながら、こうした問題についての国際的な動向などを注目してまいりたいと考えております。

<http://www.kouenkai.org/ist/docf/homu15.html>

2004年には参議院決算委員会で、円参議院議員が小泉首相に、国籍選択制度の廃止について答弁を求めた。このとき小泉首相は次の通り答弁した。

内閣総理大臣（小泉純一郎君） 私も実際知り合いの方がおりますので、フランスのみならず各国からそういう話聞いております。率直に言って円さんみたいな感想を持ったわけですので、どうなのかと聞いたら、なかなか難しんですね、手続き上、今までの二重国籍の問題。やっぱりこういうのは、国民的議論も踏まえましてよく検討する必要があるのではないかと考えております。

<http://www.kouenkai.org/ist/pdf/sokki01.pdf>

方や衆議院では、同年松野衆議院議員が法務委員会で重国籍容認に向けた質疑を行った。松野議員は質疑の中で次の点を明らかにされた。この功績は重国籍容認の運動にとって大変に大きいものである。

- ・日本の国際化に伴って、重国籍者は必然的に増え続けているし、増え続ける。
- ・指摘される重国籍容認の弊害は現実的に問題とならず、重国籍否定の理由は存在しない。
- ・現行の国籍法は、事実上重国籍を容認する者を作っており、不平等を生んでいる。
- ・国籍選択制度は形骸化している。
- ・やむなく国籍を放棄した日本人を苦しめている。
- ・先進国で重国籍を容認していないのは日本だけである。
- ・重国籍容認は欧米では当たり前で、世界的にも容認が潮流となっている。
- ・重国籍容認は、国民にとってメリットが多く、国益ともなる。

<http://www.kouenkai.org/ist/docf/matuno-yousi.html>

同年夏にはパリで異例の衆議院法務委員会と請願者の懇談会が設けられた。このような懇談会は前例がない。

席上、柳本法務委員長は、自身が委員長である立場から、この懇談会が異例中の異例で催された事以上に突っ込んだ発言は差し控えさせて下さいと述べられた。しかしながら、請願者一人一人の発言が大変身に詰まされるものであり、今後検討していきたいと述べられた。

最後に佐々木筆頭理事が総括され、衆議院法務委員会は請願者との、しかも海外での懇談という先例を作った。重国籍の問題は簡単には進まないが、これを契機として、様々な事情を積み重ねながら、各党で「これなら」と納得できる重国籍容認の法改正を求めて行きたいと述べられた。また、この懇談会が大変有意義であったとも述べられた。

<http://www.kouenkai.org/ist/nlf/istnl-06.html>

この年、I S T 請願の会、ならびに国際結婚を考える会が民主党の法務部門会議に招かれ、請願者の立場を訴えた。この席上、元法務大臣の中井議員が、民主党でプロジェクトチームを作り重国籍容認を法制化する方向で検討すべきだと発言された。後に、民主党は重国籍容認に向けたプロジェクトチームを発足させた。両会は民主党のプロジェクトチーム発足に少なからぬ協力が出来たと認識している。民主党は現在党として、重国籍容認に取り組み始めている。2005年2月現在のプロジェクトチーム代表は、民主党副党首でもある江田参議院議員である。

<http://www.kouenkai.org/ist/nlf/istnl-04.html>

同年の秋の臨時国会では、藤田衆議院議員が法務委員会で質疑に立たれた。藤田議員は、国籍法はさきの改正から二十年経過し、国際的な動向、これも大きく動いた事を指摘された。すなわち重国籍容認は世界的潮流なのである。国民的議論もさまざまな角度で機が熟しつつある、そういうときに来ている。これだけ、大体問題は出尽くした。ぜひ前に進める検討をしていただきたい、具体的には政府にその検討機関を設置してもらいたいと国務大臣に迫った。

<http://www.kouenkai.org/ist/docf/fujita-yousi.html>

臨時国会閉会前に、民主党は重国籍容認に関する請願の採択を求めたが、実現されなかった。2005年での進展が期待される所である。

9. 重国籍容認に向けた活動紹介

現在筆者は二つの活動団体に所属している。一つはI S T 請願の会で、筆者はこの会の発起人の一人である。もう一つは国際結婚を考える会である。

I S T 請願の会は、毎年重国籍容認を求める請願の集約活動を行っている。会の自己紹介を以下に引用する。<http://www.kouenkai.org/ist/framepage1.htm>

私たちは単に外国籍であるという理由で辛い目に遭っている家族や、重国籍を持つ子供達のために、重国籍を容認する法改正を求める活動を行っています。日本国内にいる外国人と、外国に住む日本人への重国籍の容認、重国籍を持つ子供達に成人後もそれを容認するという法改正を求めるものです。

この法改正を実現するため、この会では当初、国会への請願と、署名の提出、ウェブサイトによる広報活動を行ないます。また、機会を捉えてマスコミにも取り上げて貰えたらと考えています。この請願は地味で目立ちにくいので、国会を動かすまで数年に渡る活動になりそうです。そして少数の会員ではできることは限られています。このため、それなりの会員数を募り、チームワークがよい、息の長い活動をしてゆくことが大切です。そしてできれば、楽しいものにしたいと思います。アイ・エス・ティ（IST）という名前はそれを託しています。Internet Specialized Teammates 皆がチームメートです。

IST請願の会は特定の政治色を持つ団体ではありません。また、特定の政治家並びに政治団体の支援を目的とした団体でもありません。この会に協力された方の署名等は、重国籍の容認を求める法改正の活動目的以外に使用されることはありません。

私たちはMLを連絡や情報交換手段として活用し、インターネット上を主な活動空間とした新しい世界的なつながりを求めています。現在IST請願の会に入会されている方は、実際に重国籍の容認を必要としている方、求めている方、運動に賛同して下さる方、協力して下さる方、関心のある方、こういった問題に関する学問分野やジャーナリズムに関係する方、あるいは密接に関係する職業分野の方、等々です。

国際結婚を考える会は、背景に複数の国、文化、言語、習慣をもつ「国際家族」が平和で安定した生活をおくるため、配偶者の国籍、立場の違いをこえて一緒に考え、話し合う会である。国際結婚を考える会では、以下の活動を行っている。

- ・国籍選択制度と留保制度の廃止を求める請願活動
- ・永住外国人の地方参政権を求める請願活動

なお、国際結婚を考える会は会員制で年会費を必要とする。その代わりに、月々会報が送付されるなど、しっかりした活動が行われている。会員は世界中にあり、その情報力は大変豊富である。会として出版した図書などもある。

<http://www.amfe-community.org/>

現在会員を募集中。スイスには国際結婚を考える会のスイスグループがある。

10. IST 請願の会請願文

請願項目

1. 国内に住む外国人への重国籍の容認。
2. 国外に住む日本人への重国籍の容認。
3. 重国籍をもつ子どもたちに成人後もそれを容認すること。

請願趣旨

海外で生活をする日本人、日本で生活する外国人、重国籍をもつ子どもたちは、日本が成人の重国籍を原則的に認めないことから、さまざまな問題に直面しています。国際化する社会で、このような人びとが、よりいっそう活躍でき、安心して生活ができるように重国籍を容認してください。

日本が準拠している国籍唯一の原則は、欧州において既に修正されています。1997年欧州評議会は、1963年の重国籍削減条約を根本的に見直し、国籍規約によって国籍唯一の原則を完全に修正しました。欧州諸国は重国籍を認める傾向をいっそう強めています。

規約では、人の国際移動と国際結婚が増大する中で、定住国での権利保障と国際結婚の家族の生活について配慮することが念頭におかれています。

他にも現在、北米、南米では重国籍容認国が一般的です。欧州においては重国籍削減条約を批准しなかった国も多く、批准しても重国籍削減は実現できませんでした。

国際交流を深めようとする社会において、障壁となるようにも受け止められる、国籍の意味を問う人も多くおります。しかし、現実においては、国家間の法的な矛盾、権利の空白など個人にとって深刻な問題が解決できないでおります。社会的な救済という意味合いでも重国籍容認が求められているのです。

果たして、在日外国人に今までの国籍を放棄させる必要があるのでしょうか。その者の親類は外国に暮らしているでしょう。親の介護などで帰国する必要もあります。

今までの国籍を放棄することは、その国との法的絆を放棄することであり、後の人生において出身国に帰る事情が生じた場合、不都合を生じる可能性があることから、現在居住している国の国籍を取得しない人も多いのが現状です。同じことが、在外日本人にも当てはまります。日本国籍を維持できるのなら、居住国の国籍を取得したい人は多くいます。

同じく、二重国籍となっている子どもたちに、あたかも父母のどちらかを選ばせるように、どちらかの国の法的絆を放棄させることも妥当ではありません。また、こうした人びとの声が、なかなか政治まで届かない実情もあります。

国家は日本社会で生活する者に基本的権利を保障し、さらなる社会の発展をうながすためにも、国籍を加算させる形で付与するべきです。それは個人の自己決定権の尊重、民族少数者への権利擁護につながります。

重国籍者は係争国関係にあった場合、どちらへの忠誠を誓うのか、などという疑問点が指摘されておりますが、日本国憲法は戦争を放棄しているため、この種の忠誠の衝突はそもそも問題となりません。今日、重国籍を容認している国々の経験上も、忠誠の衝突が実際上の問題となることはなく、むしろ重国籍容認は、国境を越えた平和と友好関係の象徴であり、国内外の他民族どうしが平和的に共存することの励ましとなります。

重国籍容認は、多くのメリットを生み出し、デメリットの少ないことが確認されつつあります。重国籍を容認する国際的な潮流について、21世紀の日本の国会も真剣に検討することを望みます。

このように国際化社会の実態に即さない政策により、国際的に活動する人たちが、今後不利益を受けることがなくなるように、重国籍を容認し、これに伴い国籍法第5条第1項第5号、第11条、第14条、第15条および第16条を廃止することを求めます。

1.1. 国際結婚を考える会の請願文

1. 国籍選択制度の廃止と日本国籍喪失規定の再考を求めます。

1985年1月1日、それまでの父系優先血統主義であった国籍法が改正され、日本人母と外国人父の子どもが日本国籍を取得できるようになりました。しかしこの時、「国籍選択制度」が導入され、重国籍を持つ者に国籍選択が義務づけられました。父と母の異なった国籍を持つ子どもたちや、父母が日本人でも出生地国の国籍と日本国籍を同時に持つ子どもたちは、22歳になるまでに国籍選択をしなければなりません。

彼、彼女たちの日本国籍を保持するには、外国籍を放棄するか、日本に「外国の国籍を放棄する旨の宣言」（国籍選択届）をしなければなりません。定められた期間内に選択しなければ日本国籍を失うとされています。父と母の異なった国籍や文化を受け継ぐ子どもたちは、

両方を大切にしながら、自らのマルチアイデンティティを形成します。多文化を身につけた者の存在は日本社会に多様性を与え豊かにします。

ところが、選択制度は当事者に多大な負担や苦痛を与えています。また、20歳を過ぎてから、外国人との婚姻などにより自らの意志に関わらず外国籍を取得した日本人も、取得から2年以内に国籍選択を義務づけられています。外国人と結婚し相手国に長期間居住する場合は国籍が必要ですが、日本国籍を放棄する理由がありません。世界と日本の距離が短くなり、国際家族が行き来する時代に、旧来の「国籍唯一の原則」は現実にそぐわなくなっています。選択制度導入前に重国籍となった人たちも多く、実態は国籍選択制度を設ける意味がなくなっています。

選択制度の導入は、1930年のヨーロッパ国籍条約「国籍唯一の原則」を取り入れ、1963年「重国籍の減少」条約を取り入れたものと説明されましたが、その後ヨーロッパでは状況は大きく変化しています。1997年には、ヨーロッパ評議会閣僚委員会が新たなヨーロッパ国籍条約を採択し、「出生により当然に異なる国籍を取得した子どもがこれらの国籍を保持すること」「自国民が婚姻により当然に外国籍を取得した場合この外国籍を保持すること」を締約国に認めさせ、権利として当然に重国籍を容認しています。

日本でもこのような流れを受け止め、社会的変化を考慮し、国籍選択制度の廃止を求めます。その際には、選択制度に従うべく本人の意思に反しつつも日本国籍を離脱した人たちにも、国籍回復の道を開いてください。

同時に、外国の国籍を持つ日本国民が、その外国の法例により国籍を選択しても日本国籍を失わせないように、また、外国に居住している日本人や外国人を家族に持つ日本人が、関係国の国籍を取得した場合でも日本国籍を維持できるよう、重国籍容認にむけての検討を要望します。

2. 国籍留保届の廃止を求めます。

日本の国籍法は血統主義を採用しながらも1924年から特定の生地主義国で生まれた重国籍者に「国籍留保届」を科し、それが無い者には日本国籍を失わせてきました。

1985年の国籍法改正は、留保制度の範囲を、国外で生まれた国際結婚の子どもたちにまで広げ、出生後3ヶ月以内に留保届が出されない場合、子どもは日本国籍がなく日本人親の戸籍にも記載されません。しかしこの制度を知らない親は多数存在し、子どもの国籍がこのようなことで制限されています。失った国籍を回復する規定がありますが、手続きは日本在住、20歳までという条件があり、日本入国が困難であったり、親の協力が得られなかった

りします。

子どもたちに一方的な不利益をもたらす国籍留保制度の廃止を求めます。

以上、それぞれ請願項目が異なるが、重国籍の容認という範囲において、同一の活動を行っている。これは結果的に沢山の請願を国会に届ける役割を果たしており、効果があると思われる。また、個人も同一の活動に対して、複数の署名が可能であり、個人の署名活動にとっても大変好都合となっている。I S T請願の会と国際結婚を考える会は相互に協力団体となっている。

署名協力をお願い

署名は毎年行われる。よって、出来る限り両会の請願について、
毎年署名の協力をお願いしたい。

12. 執筆者 高川の主張（2001年8月発表）

私の伴侶はスイス人でゲルマン系です。私は日本人でモンゴロイド系です。そしてこの二人の人種的特徴をほぼ均等に受け継いだ子供が三人おります。

妻は容姿からして、日本では外国人であり、いくら本人が日本に馴染んでいても、いくら流暢に日本語を話せても、常に容姿からガイジン扱いされます。通勤電車に乗れば、隣の席が常に空いてしまうなんていう、日本人の無意識の敬遠気分からくる差別なども受けます。金髪であるという理由で、出身国を聞かれる前からアメリカ人扱いなどもされる事があります。

これらの事は、覚悟の上で日本に生活している訳ですので、夫である私としてもそういう「自分が生涯ガイジンであるという孤独感」を少しでも和らげてあげられる様に努力しています。そうした努力を通じて、また時には二人の葛藤を通して、多くの事を学んで来た様に思います。

結婚して10年が経ちました。妻は永住権を得て、日本に生活しておりますが、外人である事の制限は未だにあります。例えば、日本を三年離れると永住権は喪失し、また初めから煩雑なビザ手続きをしなければならないこと。外国人登録証を携帯しなければならないこと。犯罪に巻き込まれた場合、強制退去の命令を受ける可能性のあること。市民としての基本的な権利である参政権がないこと等、これ以外にも沢山あります。

日本国籍を取得できれば、そういう制限がなくなるのですが、日本は二重国籍を認めておりません。日本国籍を取得すると、彼女はスイス国籍を放棄しなければなりません。でもそれは自分の生まれ育ったアイデンティティを放棄するようなもので、大変過酷な要求なのです。

元横綱曙関でしたでしょうか、彼が引退して親方になるためには日本国籍が必要でした。その為に、アメリカ国籍を放棄しなければならなかった。苦渋の選択です。しかし、彼には相撲に関わることを以外何の生活手段があり得ましよう。アメリカ国籍の放棄を決断する時、一晩泣いたそうです。

私が同じ立場であったら、母国籍を放棄できたか本当に悩みます。日本には私を育んだ故郷があり、親がおります。その国を捨てる事なんて、どんな判断で出来るのでしょうか。よっぽど日本という国はひどい国なんだ、というような日本否定を頭にたたき込み、決別でもしなければ出来そうな判断ではありません。

妻はスイス国籍を放棄出来ません。私も同意します。しかし、スイス国籍を維持出来るのであれば、日本国籍を取得したい意志があります。これも当然だと思います。それがやっと普通の市民として生活できる条件だからです。

国際結婚した外国人妻や夫の二重国籍容認は欧米では当たり前のこととなっています。第二次世界大戦の前の世界情勢がそうであったように、世の中が帝国主義という、国境線を広げることに関わり合わせた時代にあっては、国民の多国籍というのは都合が悪かったと思います。簡単にいえば、敵国人の妻を娶った兵士など使いものにならないでしょう。しかし今は共生の時代であり、国境を越えた活動こそが多くの利益を生むのです。民族主義や宗教の違いによる国の分断があっても、平和な交易なくして繁栄はあり得ません。それは事実です。

またその国家間の膠となるのが家族関係を保つ重国籍者なのです。それを理解しているからこそ、今欧米では重国籍容認が当たり前となっています。日本の国籍法は欧米の思潮に倣って作られているにも関わらず、帝国主義の段階のそれから未だに抜け出ておりません。残念なことです。

一部に、多くの外国人を受け入れると犯罪が増して社会が不安になるとの懸念があります。だから重国籍容認も慎重にしなければならない。この主張は、冷静に考えるとおかしいのです。外国人の犯罪増加は、違法就労という形で検挙されるのが一般です。テレビなどでも入国管理局の職員が風俗店などを一斉検挙する場面が報道されます。この人達は何らかの日本人が絡む組織を頼ることが知られています。確かに、違法手段によったという責任は逃れようもないでしょうが、不法就労を許す国と、暗黙のうちにそれを求める民間の体制には、そ

れ以上の責任があるのではないのでしょうか。こういう検挙は外国人にのみ向けられ、その後ろに存在する悪質な日本の組織は検挙されません。これは様々な要因からなる日本の社会問題なのです。日本の社会問題が、外国人問題にすり替わってしまうのは恐ろしい事です。それに、外国人の犯罪増加と重国籍は直接結びつきません。日本に定住することを決心し、法を守り、平和な生活を願っている外国人が重国籍を求めているのです。

真に重国籍を必要とする外国人は、日本の地域に馴染んでおり、また交流を通して日本社会、日本人と親密な関係にあります。その典型的な例が国際結婚をした夫婦です。親族が日本人なので、自分の生活を守るため、そして家族を守るためにも、遵法を精神を重んじます。例え金銭に窮しても容易に犯罪へ走ることはありません。国際結婚の夫婦はお互いの違いを乗り越えて、家族を育むという困難な道のりを経ていますから、夫婦・家族の絆がとても強く、その崩壊を招く犯罪などもってのほかなのです。また、真面目に暮らす外国人、外国人同士のカップルが、ただでさえ制限された日本の生活の中で、生活基盤を破壊するような犯罪に走るのでしょうか。法律を守り、平和な暮らしを願う気持ちに、日本人と外国人の別はありません。敢えて言わせてもらえば、昨今の幼児虐待の実態を見れば、安易に結婚し、無責任に子供を作る若い日本人カップルの風潮こそ、深刻な社会問題を孕んでいるといえましょう。

この様に重国籍容認と外国人の犯罪には関連性がないのです。また、スイスの例を取りますと、スイスでは国民の20%が外国人です。この比率は世界でも最高水準にあります。5人に1人は外国人なので、しかもアフリカや中近東、インドなどといった地域から多くの外国人が移住しています。ところがスイスは世界でも有数な平和で安全な国です。失業率も極めて低く、能力のある外国人を今でも積極的に受け入れています。そんな世界から常に好感を持たれる国、外国人の比率が多く高度に国際化された国であるスイスにしても、きちんと重国籍を認めています。

スイスの例を取って数字であげた様に、大変外国人が多いにも関わらず安全であり、堅実な経済を維持することは出来るという現実を見て、どうお考えになるのでしょうか。スイスだけが特別な国で、魔法を成し遂げているのでしょうか。妻や親戚、またスイス人の友人達を見る限りにおいては、スイス人は日本人と同じ人間です。またスイスに行ってスイス人を見た感想から言えば、スイス人は日本人顔負けの石頭で保守的な人々であります。彼らは正しいと思っていることについては、極めて堅い人々なのです。

重国籍容認の問題に関してやるせなさを感じさせるものに、自分達の子供の国籍問題があります。現在子供たちは日本国籍とスイス国籍を有しています。自分の子供にスイス国籍を与えようとする母の気持ちを踏みにじる様な事は、私には出来ません。彼女の希望によって子供たちにスイス国籍が与えられました。しかし子供たちは22才までに日本の政府から、日

本国籍を選択するかスイス国籍を選択するかを迫られる事になりす。日本は二重国籍を認めていませんから、一方的にその国籍選択を迫る訳です。これは私にとって見れば、子供たちに父を取るか、母を取るかの踏み絵を日本政府が行う所業に等しいのです。

スイス政府はそんなことをしません。何故なら重国籍を認めているからです。スイス大使館の見解は、この様な違いは国際法から照らして日本政府の問題であるので、無視してよいというのです。これは何を意味するかというと、子供たちが単純に、私は日本国籍を選択すると宣言すれば、日本政府は子供たちに日本国籍を承認せざるを得ない、一方のスイスは日本国籍を子供たちが選択しても、それは一向に関知することではなくスイス国籍を承認し続けます。よって法の矛盾の間に子供たちは重国籍を維持できるのです。

ここに生じるのは日本の法律による矛盾だけなのです。そしてその矛盾の意味するものは、時代遅れの遺物であるということなのです。法の矛盾によって重国籍状態は存在するのですから、それは合法とも違法ともつかない状態です。子供たちが望むと望まないに関わらず、その様な状態になり得るというのは、遵法の精神からしても望ましいことではありません。この問題の根本的解決策は、日本の重国籍容認しかありません。

加えて私がやるせないのは、子供たちに日本が、国籍選択という踏み絵を強いるということなのです。子供たちは何の基準でそれを選択するのでしょうか。父の愛と母の愛との比較ですか、国の豊かさの差でしょうか。若いうちにその選択をして、例えば自分が子供を持つ年代になって、自分のルーツを思い知り、片方を捨て去った事の悔恨を味わう事が決してないといえるのでしょうか。国による国籍選択の強制は、親が傷つき、子が傷つきます。私は人間性を踏みにじる如き行為だと考えています。

自分の子供が日本国籍を選択する確率は二分の一ですが、もし子供がスイス国籍の選択をしたとしたら（日本政府にとって日本国籍放棄とみなされ、子供の日本国籍が剥奪されます）、自分の不甲斐なさを嘆くと共に、そんな事をさせる日本を恨むでしょう。子育てを通し、そんな事とは関係なく、日本人である父の伝えるべき事を自分なりに子供達に伝えるつもりなのです、親の義務として。子供たちには国籍と関係なく日本人の魂があるはずで、出来れば選択という行為など国によって強制されたくありません。

ある人は、私などの様に配偶者がヨーロッパ人であるケースは少ないと指摘します。多くの国際結婚の例は、中国や韓国等であり、これらの国は重国籍を認めていない。日本が重国籍を容認しても意味がないといえます。しかし中国や韓国が重国籍を認めていないから、日本が重国籍を容認しなくていいというのは間違っています。日本の国益という観点からしてみても、国際交流の深化は理に適っている事であって、重国籍容認は国益にプラスとなります。日本という国情を考えれば、中国や韓国とは自ずと違いが出て来ます。国それぞれです。ま

た、貿易立国である日本はむしろスイスなどの国のモデルを良く検討した方がいいと考えます。加えて日本が国際的に開かれた国となり、他の国々と共生を模索するという姿勢は、中国や韓国のみならず、周辺アジア諸国にとっても望ましい事です。

以上の様な理由により、私は日本に対して重国籍容認を要望します。